十一　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
十二　［略］
十三　［略］

3　［略］

4　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請）

第四条　法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備、使用済燃料の処分の方法並びに試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、それぞれ前条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号の規定を準用する。

2　前項の申請書に添付すべき令第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　略
三　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
四　［略］

3　［略］

4　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第四号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～十　略
十一　変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

［号を加える。］

十一　［同上］
十二　［同上］

3　［同上］

4　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請）

第四条　法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2　［同上］

［一・二　同上］
［号を加える。］

三　［同上］

3　［同上］

4　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　［同上］

一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二　［同上］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　同上］
［号を加える。］

3　［同上］